

専用海水バラストタンクに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

専用海水バラストタンクに関する事項

改正理由

IACS 統一解釈 SC227(Rev.1)において、家畜の排泄物も積載する家畜運搬船の海水バラスト兼用タンク等については、IMO 塗装性能基準は適用する必要は無い旨規定している。本規定は既に本会規則に取り入れている。

当該タンクは、それらの使用環境を考慮し、実際には貨物船の海水バラストタンクとは異なる塗装仕様で IMO 塗装性能基準よりも高い性能の塗装が施されている。

2015 年 1 月に開催された第 3 回設計建造小委員会（SDC3）において、本 IACS 統一解釈が審議され、IMO 塗装性能基準適用外としている当該タンクの塗装は、塗装メーカーの手順に従い施す旨追記する IMO 統一解釈が作成され、2016 年 5 月に開催された第 96 回海上安全委員会（MSC96）において、MSC.1/Circ.1539 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1539 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

IMO 塗装性能基準の適用を免除できる海水バラスト兼用タンクに施す塗装は、積載物に対し有効であるものと塗装メーカーにより確認されたものとし、塗装メーカーの手順に従い施されたものとする旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C25.2.2